

仕様書

- 1 委託業務名 岡山市議会委員会等記録反訳業務委託（単価契約）
- 2 契約期間 契約日から令和9年3月31日
- 3 委託概要 発注者が指定する委員会等の音声データを反訳し、反訳データを成果品として納品
- 4 委託業務の内容等
 - (1) 発注者が指定する委員会等（協議会、分科会、勉強会、会派代表者会議、行政視察等を含む）の音声データを反訳して、反訳データを成果品として納品する。
 - (2) 成果品の書式等は、別紙「委員会等記録の作成要領」のとおりとし、USBメモリ等の記憶媒体による納品とする。
 - (3) 反訳データは、ワープロソフト「Word」で作成すること。
- 5 音声データ反訳
 - (1) 会議録の整合性、一貫性を保持するため、実務経験のある者を主任技術者と定め、校閲を行うこと。
 - (2) 各定例会前に開催される常任委員会協議会（以下「協議会」という。）では、同日に常任委員会も開催される場合があり、その際に提供する音声データは委員会部分と協議会部分が混在しているので、記録用音声データ提出票に記載された委員会及び協議会の開会・休憩・再開・閉会時間を参考に、協議会部分も含めて反訳すること。
 - (3) 発言者名は、記録用音声データ提出票に記載された氏名、役職等を使用する。
 - (4) 反訳時間の参考として、別紙「令和6年度反訳時間実績」を参照すること。
- 6 音声データ等の提供
 - (1) 反訳に必要な音声データ及び資料は、委員会等の開催ごとに提供する。受注者はあらゆる記録媒体、ファイルフォーマットに対応すること。
 - (2) 受注者は音声データが外部に流出することがないように対策を講じること。
 - (3) 音声データの提供は、発注者の記憶媒体（USBメモリ等）による直接渡しとし、Eメール等インターネットを介した提供は行わない。

また、発注者が午前中にデータ受け取り依頼を行った場合は当日17時まで、午後に依頼を行った場合は翌日（翌日が閉庁日の場合は翌開庁日）の午前中に、担当者が来局の上、データの提供を受けること。
 - (3) 音声データ以外に、資料として開会・休憩・再開・閉会時間等を記した記録用音声データ提出票、出席者一覧表、運営要領または審査順序及び委員会資料を提供する。
- 7 成果品の納入
 - (1) 成果品は、音声データを収受した日から起算して、原則として10営業日以内に6で提供した記憶媒体に反訳データを保存し納入するものとする。ただし、

納入期日を短縮する必要がある場合は協議できるものとし、でき得る範囲で協力すること。

- (2) 反訳データの納入にあわせて、6で提供した資料を持参し返却すること。
- (3) 成果品の反訳データは、納品時の事故、データの破損等に備えるため、受注者側で適当な期間保存しておくこと。
- (4) 成果品ミス率は1%以内の正確度を有すること。算定対象は、明らかな誤聴・誤訳・ミスタッチとし、これに満たないと認められる場合、発注者は、その全部または一部の受取りを拒否し、指定した日までにやり直しを求めることができる。

8 委託料の計算等

- (1) 成果品の検査合格後、毎月の反訳時間が確定した段階において、音声データの反訳による原稿の作成単価（1分あたり）に確定した反訳時間に乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を支払うものとする。
- (2) 反訳時間は、休憩時間を除いた開会から閉会までの発注者の提示した時間（1分単位）によるものとする。
- (3) 予定反訳時間 21,000分（350時間）以内

9 用字・用語の表記

- (1) 収録媒体からの反訳については逐語反訳とし、文字・数字・記号などは、「新訂標準用字用例辞典」（令和元年12月 公益社団法人 日本速記協会）による。詳細については、別紙「委員会記録等の作成要領（委託用）」によるものとする。
- (2) 1桁の数字は全角、2桁以上の数字は半角で表記し、4桁以上の数字については半角「,」を用いて数字を区切ること。
- (3) 読点は全角「、」を用いること。

10 その他

- (1) 成果品の作成、納品及び送付物の受渡し等に要する一切の経費は、受注者の負担とすること。
- (2) 業務開始前に、納品等に関して発注者と打ち合わせを行うこと。また、この仕様書に定めのない事項は、発注者と十分に打ち合わせることを。
- (3) 営業日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。
- (4) 新庁舎への移転に伴い、提供する録音媒体や音声データの形式が変更になる可能性がある。不測の事態による変更が生じた場合、発注者から提供する記録媒体や音声データの形式に対応すること。
- (5) 業務上の不明な点は協議の上、発注者の指示に従うこと。